

# 海賊対処法案 成立急げ

## ソマリア沖の海賊行為が急増しています

近年アフリカ東岸・アラビア半島南岸のソマリア沖、アデン湾での海賊行為が急増し、日本を含む世界各国の船が襲撃を受けています。昨年2008年一年間で111件の海賊行為がソマリア沖・アデン湾で発生しました。今年2009年は更に増加し、5月10日現在で既に昨年と同じ111件の海賊行為がこの海域で発生しています。

世界各国はこの海域に軍艦を派遣して海域のパトロールや船舶の護衛等の海賊対策を実施しています。この海域は、日本にとっても決して無関係な海域ではなく、アラビア半島から原油を運ぶ石油タンカーが通過するルートとなっており、使用する石油の99%を輸入に頼り、その約9割を中東諸国から輸入する日本にとっても極めて重要な海域です。

日本政府は、3月自衛隊に海上警備行動を発令し、2隻の艦船と哨戒機を派遣し、現在も活動を行っています。しかしながら現在の自衛隊法に基づく海上警備行動では、警護対象となる船舶や武器使用など様々な問題があることから、海賊行為に対して適切に対応できるよう、3月に海賊対処法案が国会に提出されました。国会では、4月23日に衆議院を通過したものの、参議院では5月27日になってようやく審議が始まりました。日本一国の利益だけではなく、世界各国にとって重要な問題です。法案成立に向けて、参議院は真剣に議論を行い早急に結論を出すことが求められています。

(裏に続きます)

## 海上警備行動(現行)と海賊対処行動(新法)の違い

	海上警備行動 (自衛隊法第82条)	海賊対処行動 (海賊対処法案第7条)
対象船舶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国関係船舶</li> <li>・日本籍船</li> <li>・日本人が乗船する外国籍船</li> <li>・積荷が日本の経済活動に関係する外国籍船</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍を問わない</li> </ul>
武器使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官職務執行法第7条に基づく武器の使用</li> </ul> <small>(正等防衛に該当する場合を除き、人に危害を与えてはならない)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>+</li> <li>・他の船舶へ接近する等の海賊行為を制止するための停戦射撃</li> </ul>
自衛隊の派遣手続き及び国会の関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊派遣の手続きを明確化</li> <li>・総理大臣が派遣を承認した時及び海賊対処行動が終了した時に国会報告</li> </ul>

上の表は、現在ソマリアに派遣されている自衛隊が行っている海上警備行動(自衛隊法第82条に基づく)と現在国会で審議されている、新しい海賊対処法案による海賊対処行動の違いを示した表です。大きな違いは、これまで警護の対象が日本関係の船に限られていたのが、国籍を問わずどこの船であっても海賊に襲われていたら助けることができるようになります。また、これまでは自衛隊の船が攻撃された、又は明らかに攻撃されそうな時のみ武器を使って自分を守ることができましたが、これからは他の船が海賊に襲われそうになっている時に制止をするために停戦射撃をすることができるようになります。

私たちは、自分たちだけで生きているのではないのだということを時には認識することが大切ではないでしょうか？

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1-7-1

TEL:045(323)6000

FAX:045(323)2974